

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 使途秘匿金の課税総額は130億円

Q : 企業が支出した使途秘匿金の課税総額等がとりまとめられたようですが、内容を教えてください。

A : 11事務年度に使途秘匿金を支出した企業は2,796社で、課税総額は130億円でした。

【解説】

平成11年7月から平成12年6月までの1年間に、使途秘匿金を支出した企業は2,796社で、前年より116社減少しましたが、課税総額は1億円増えて130億円だったことが国税庁のまとめで明らかになりました。

規模別では、大企業である調査課法人が709社で79億円となっています。

業種別では、建設業が77億円（前年80億円）と最も多く、次いで製造業18億円（同16億円）、サービス業11億円（同11億円）となっています。

使途秘匿金制度は、企業が相手先を秘匿するような支出は、違法・不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるため、そのような支出を極力抑制するために、平成6年度の税制改正で創設されたもので、通常の法人税に加えて支出額の40%相当額が課されるものです。この使途秘匿金は、追加課税であることから、会社がたとえ赤字であっても、使途秘匿金の額の40%相当の法人税（別途、法人住民税の負担もあります）は課されることになります。

